

占根大広報

11



スポーツの秋

町民体育大会が盛大に開催
されました。

(7面に関連記事)



国営南部開発事業

平成14年度の事業完了に向けて

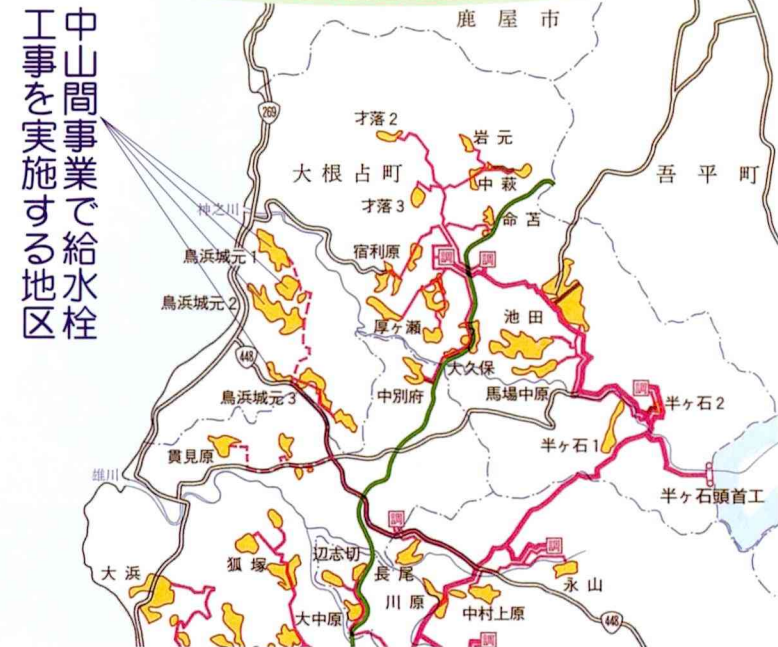
昭和六十一年に着手された国営南部開発事業は、平成十四年度の事業完了に向けて現在、造成団地や既畑に水を引くためのパイプライン工事が町内各地で行われています。

この南部開発事業における本町の造成面積は百九十六ヘクタールで、これに既畑の畑地かんがい面積八十九ヘクタールを加えますと受益面積は二百八十五ヘクタールとなり、平成十五年度にはこの広大な農地に水が供給されることになります。

南部四ヶ町の総受益面積は約六百四十八ヘクタールで、本町の受益面積はこれの約四割を占めることになります。

国営総合農地開発事業
肝属南部地区一般計画平面図
(大根占地区)

中山間事業で給水栓
工事を実施する地区



南部開発事業における
「第二回計画変更」の
お知らせ

本事業は、平成八年度にダムを廃止するなど水源計画を見直す計画変更（第一回計画変更）を行いました。その後の受益面積の減少などに伴い、再度計画内容を見直す必要が生じ「第二回計画変更」を行うことになりました。

計画変更の必要性

国営土地改良事業の計画変更手続きは、「受益面積の変更」「主要工事計画の変更」「事業費の変更」の一つでも該当すれば、土地改良法に基づく手続きを行わなければなりません。

本地区は、「受益面積の変更」「事業費の変更」が変更要件に該当するため、計画変更を行う必要があります。

受益者のみなさまには、この計画変更の必要性をご理解のう

凡 例	
市 町 村 界	
主 要 道 路	
広 域 農 道	
主 要 河 川	
揚 水 機 場	
調 整 池	
幹 線 用 水 路	
支 線 用 水 路	
頭 首 工	
幹・支線道路	
受 益 地	
支 線 用 水 路 施 工 中	

うことです。

例えば、茶畑において圃場内散水器具が導入されますとその使用器具（固定式・移動式）により賦課金が異なります。

賦課金の予定額は、次のとおりです。

作物別賦課金一覧表（予定） （単位：円／10a）	
区 分	予定賦課金
普通畑（露 地）	3,000
普通畑（ハウス）	8,000
樹園地（露 地）	3,000
樹園地（ハウス）	8,000
茶（固定式）	6,000
茶（移動式）	3,000

農家の負担を軽減

地元（町と農家）にかかる負担のうち、道路・排水路・防災施設など公共性の高い施設と用水施設のうち給水栓の手前までは、すでに町が負担することになっていましたが、さらに農家の負担軽減対策として、給水栓も含めて町が負担することになりました。従って、農業用排水の用水施設にかかる農家負担は、圃場内散水器具（スプリンクラーなど）の地元負担分のみとなります。

計画変更の内容

一、受益面積の変更

地域農業を取り巻く社会情勢の変更による受益地の一部除外により、受益地面積が表1にありますように、全体で約百ヘクタール減少しました。

二、事業費の変更

半下石調整水槽（頭首工付帯施設）の設置、調整池構造の変更、用水路の道路復旧費の増、土質の変更及び物価上昇による増などの理由により事業費が増加しました。

三、施設計画の変更

受益面積の減少に伴う配水計画の見直しにより、調整池の数を十五カ所から十カ所に統廃合するとともに、用水路の延長が減少しました。また、調整池の構造を掘り込み式から、コンクリート構造に変更しました。

四、関連事業への移行

【施行同意が必要】

地元負担の軽減が図れることなどから、末端用水施設の一部が国営事業から県営中山間地域総合整備事業に移行されます。

国営事業の計画変更の同意取得と同時にこの事業の施行同意取得も行われます。

農地造成、区画整理の面工事にかかる農家負担分は、すでに土地改良区が徴収し積み立てをしていただいておりますが、事業完了後、町全体において改めて本清算一括償還する予定となっております。

農家工事負担額（十アール当）

農地造成 三五〇〇〇円

区画整理 一五〇〇〇円

給水栓 農家負担なし

三本立ての同意取得

同意取得は次の三本立てで行います。



表1 南部地区の受益面積の増減

項 目	単位	現 計 画	変更計画	増 減	備 考
農 地 造 成	ha	434	401	▲ 33	() は農業用排水と重複で内数
区 画 整 理	ha	(119)	(82)	(▲ 37)	
		174	143	▲ 31	
農業用排水	ha	261	186	▲ 75	
計	ha	750	648	▲ 102	

本町においては次の事業が行われます。

① 鳥浜城元（遠目塚）団地及び鳥浜城元地区の茶園及び既畑における支線水路と団地内用水路へ給水栓までの工事。

② 畑地かんがいの受益全体における圃場内散水器具（スプリンクラーなど）。

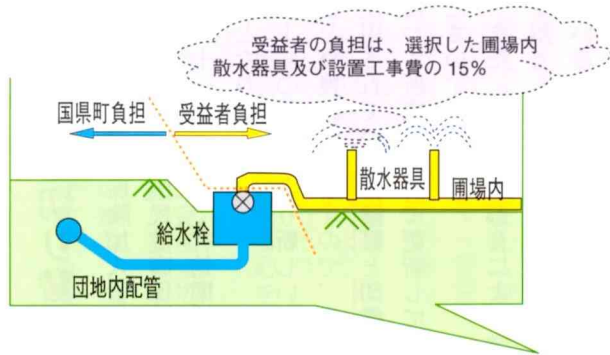
五、工期の延長
事業完了が平成十二年度から平成十四年度に延長されます。

畑かんの水はいつから
使用できるか？

【今後の畑かん工事計画】
平成十一年度までに面工事が完了し、用水施設の工事も本格的に始まりました。この用水施設の工事は平成十三年度までにはほぼ完了し、最終の平成十四年度は用水路、調整池の通水試験が行われ、その後使用開始となります。

一、平成十三年度国営事業給水栓工事箇所

半下石団地、鎮守山団地、馬場中原団地（既畑）、池田構



国営事業の計画変更に伴い、国営事業で造成された土地改良施設の維持管理を主な事業として設立された土地改良区においても、維持管理計画を変更することになり受益者のみなさまの同意が必要となりました。

維持管理費が変わります

組合員の受益地に畑かんの水が来るようになると土地改良区の維持管理費が現況地目によって異なってきます。つまり、現在十アール当たり五百円収めていただいている賦課金が普通畑、施設畑などによって異なるとい

土地改良区も維持
管理計画を変更

▲建設中の厚ヶ瀬第2調整池
高さが十一メートルあり
三三五〇〇トンの容量があります。

① 国営肝属南部土地改良事業（農地造成・区画整理・農業用排水）

② 県営中山間地域総合整備事業（農業用排水施設整備）

③ 土地改良区（維持管理計画）

※① 国営肝属南部土地改良事業の計画変更同意取得については、工事が行われない地区の地権者も同意取得（除外）の対象となります。

同意取得の方法

同意取得の方法は、各地区ごとに推進員をお願いし、その方々に今年十一月から十二月中に地権者を訪問していただき、署名捺印をいただくという方法になります。

同意書は地権者によって枚数が異なり、一番多い方で五枚の同意書があります。

受益者のみなさまには、前述の「計画変更の必要性」をご理解のうえ、同意していただきますようお願いいたします。

忘れないで！ 保険証の切り替え

現在国民健康保険加入世帯で使用されている国民健康保険証は、十一月三十日で有効期限切れとなります。

下記の日程により新しい保険証と交換いたしますので、現在使用されている保険証と印鑑を持って所定の場所を更新してください。

また、保険証を都合により学生用もしくは遠隔地と分離されている世帯の方は、当日併せてお持ちください。学生の場合は在学証明も必要です。

十二月一日以降、古い保険証のまま病院で受診されますと、全額自己負担になる場合がありますのでご注意ください。

保険証を受け取られたら、記載内容に間違いがないか、確認してください。家族の中に、社会保険証を持っているのに国民健康保険証に名前のある方、会社（社会保険）を辞めたのに国民健康保険への異動がすんでいない方、退職者医療制度の適用者なのに一般の保険証の交付を受けている方等は、早めに役場保険福祉課へ届けましょう。

国民健康保険証切り替え日程表

月日	時 間	場 所	対 象 区 名	月日	時 間	場 所	対 象 区 名
11月22日(水)①	午前9:00~9:20	厚ヶ瀬公民館	厚ヶ瀬	11月27日(月)①	午前9:00~9:20	笑喜下公民館	笑喜上・笑喜下
	午前9:50~10:20	木場公民館	木場・中西		午前9:30~9:50	落河公民館	落河
	午前10:40~11:10	大橋公民館	大橋上・大橋下		午前10:10~10:30	大尾公民館	大尾・才原
	午前11:30~11:50	寺前公民館	寺前		午前10:50~11:10	岩元公民館	岩元
	午後1:20~1:50	木原公民館	木原		午前11:30~11:50	牧原公民館	牧原・協和
	午後2:00~2:30	山之口公民館	山之口		午後1:30~1:50	段中野公民館	段中野
11月22日(水)②	午後2:50~3:40	城元研修館	六反田・中園	11月27日(月)②	午後2:10~2:30	命苦公民館	命苦
	午後3:40~4:30	城元研修館	宮脇・上之宇都		午後2:50~3:10	宿利原公民館	宿利原
	午前9:00~9:50	皆倉公民館	皆倉		午後3:30~4:10	神川上公民館	神川上
	午前10:10~10:40	桜原公民館	桜原		午前9:00~9:20	迫建設事務所	毛下・松坂
	午前11:00~11:30	神川中原公民館	神川中原		午前9:40~10:10	笹原公民館	笹原
	午後1:30~2:20	鳥浜公民館	鳥浜・神川城	11月27日(月)③	午前10:30~10:50	壱崎公民館	壱崎
11月24日(金)	午後2:40~3:30	神川地区公民館	神川新町・神川中		午前11:00~11:40	半下石公民館	半下石
	午後3:50~4:20	瀬戸山公民館	瀬戸山		午後1:40~2:10	川南公民館	川南・馬場中原
	午前8:50~9:50	塩屋公民館	塩屋・城ヶ崎		午後2:20~2:50	川北公民館	川北
	午前10:00~10:30	北町公民館	本町・京町		午後3:10~3:30	安水公民館	安水・白井
	午前10:50~11:40	役場ロビー	麓・弓場下		午後3:50~4:10	大久保公民館	大久保
	午後1:30~2:00	町ふれあいセンター(旧バスセンター跡)	神之浜1区・2区				
	午後2:00~2:40	町ふれあいセンター(旧バスセンター跡)	栄町・旭町				
	午後3:00~3:40	鳥井戸公民館	鳥井戸区				

国民健康保険証の有効期限は11月30日までです。
期限前に必ず切り替えをして下さい。

健康メモ だより

「健康日本21」

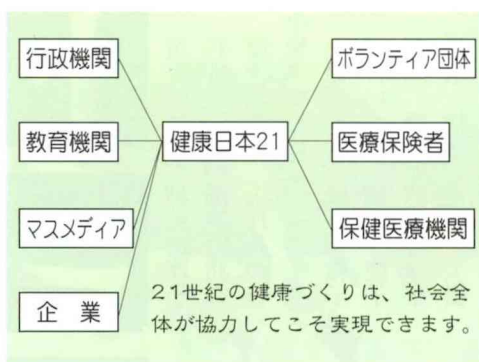
日本は世界一の長寿国。しかし、高齢化に伴って痴呆や要介護者がふえています。

また、働き盛り世代に多い生活習慣病は、慢性化して受診期間が長引くため、医療費がますますふえています。

誰もがイキイキと生活できる明るい社会をつくるには、どの年齢まで健康で過ごせるかを示す「健康寿命」を延ばすこと、早世（早死）する人の減少が大切です。

現在日本は、健康寿命でも世界一ですが、平均寿命と比べると六歳以上の差があり、将来は伸び悩みも懸念されています。健康寿命が延びれば人生はより充実し、医療費も、介護も負担が少なくてすみます。

健康づくりはみなさんが主役「健康日本21」は、みなさんの健康づくりを社会全体で支援し実現するために誕生した、二十一世紀に向けての新しい「健康づくり運動」です。



シンポジウム

特別講演会

徳之島保健所長

中俣和幸先生

そこで、毎年開催されている南隅四町と肝属区医師会共催の南隅四カ町地域医療・保険・福祉研究会が今年度は、大根占町で開催されます。その中でも、健康日本21をテーマにとりあげておりますので、ぜひ参加して下さい。

【南隅版 健康日本21】

平成十二年十二月四日

午後一時～四時

文化センター

暮らしのワンポイント

置いたはずの資料が見つからない、文房具がなくなった…。机の整理が悪くて慌てた経験はありませんか？「机の上の整理は子どものころから苦手」という人も少なくないようです。

基本はなんといつても、いろいろなものを処分することに尽きます。もう使いそうにない古い資料、オリジナルが別にある文書のコピーなど、不要な紙類は捨ててしましましょう。「いつか使うかも」と、先のことを考え過ぎると処分できなくなるので、思い切りも必要です。

机の整頓

書類はすべて立てて収納

細かい文書類は、引き出しの中に仕切りをつくらたり空き箱や文書類のトレイに入れたりして収納すれば、使いやすく、紛失も防げます。



特設人権相談及び登記相談 同時開設

以下のとおり開設されます。相談は無料で、秘密は固く守られます。ぜひご利用下さい。

田代町	12月4日(月)	10時～15時	田代町老人福祉センター
佐多町	12月5日(火)	10時～15時	佐多町役場会議室
大根占町	12月6日(水)	10時～15時	大根占町役場会議室
佐多町	12月7日(木)	10時～15時	根占町役場休養室

自分でつくりよう 自分の健康

第12回健康づくり大会

平成十二年度の健康づくり大会が、十月二十九日町文化センターで開催されました。

町民へ健康の大切さを訴えるために毎年開催されているこの大会には、約五百名の住民が参加しました。式典では、町長のあいさつの後、表彰が行われました。その後は、肝属郡医師会立病院院長の今隈満先生による「中高年の健康づくり」と題した講演がありました。講演はスライドを使用し、詳しい統計資料などに基き大根占町の現状とこれからの注意点を詳しく話して下さいました。

遊喜 綾華 押領司璃子
石堂 友美 瀬戸玲緒奈
厚ヶ瀬優作 大坪みのり
上籠 ゆき 城下 輪子
有村いくみ 徳永 慶子
野間 慶子 徳永美沙里
徳永 知之 濱田 大樹
前田 有希 福元 隆博
石原めぐみ 永田 理恵
飯隈ゆりか 東 泰寛
8020運動実践者
山河 義男
健康づくり特別表彰
神川上婦人食生活グループ

午後からは堂之元公園に場所を移動し、高齢者スポーツ大会が行われました。バケツの水を一升瓶に移し替えるゲームや玉入れなど、高齢者向けの競技で構成されており、参加者は十分楽しめたのではないのでしょうか。

(表 彰)
五歳児健診虫歯のない幼児
増田 彩花 小田 笑



食生活改善推進員の展示



錦江園もスポーツ大会に参加



今隈先生のていねいな講演

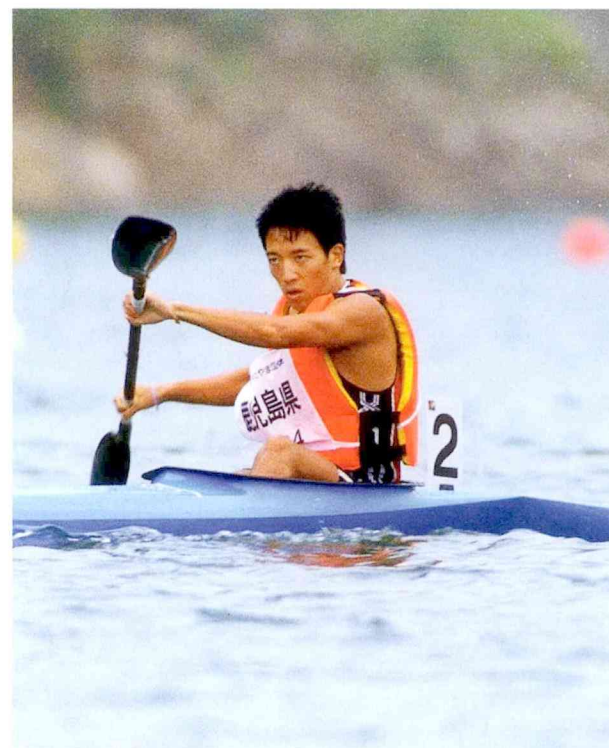


健康相談コーナー

堂々の7位入賞 国民体育大会

九月十日に行われた第五十五回国民体育大会カヌー競技において、南大隅高校三年の鶴崎辰徳君(鳥井戸区)が七位入賞を果しました。

鶴崎君は昨年度もカヌー競技の国民体育大会鹿児島県代表に選ばれ、昨年の町民体育大会でも紹介されました。今回出場した種目は、レーシングカヤックシングル五百mで、自分一人の



厳しい練習を乗り越えてこそ満足できる結果が

力で五百mを漕ぎ切らなければなりません。県民の期待を一身に背負いながらも、日頃の鍛錬の成果をこころおきなく発揮した結果が、この成績につながったのではないのでしょうか。本町では、青少年育成事業ウイークエンドサークルでも、カヌーを取り入れて実施していますが、鶴崎君はその指導者としても、また、カヌー競技の普及・発展に貢献できる人材としても期待されています。

第44回町民体育大会 神川地区2年連続優勝

雨のため、一日順延となった第四十四回町民体育大会は、十月九日快晴に恵まれ、多くの町民の参加のもと盛大に開催されました。

各地区とも素晴らしい選手を代表として選出してきたようであり、その競技も熱戦が繰り広げられました。また、競技によっては、その仕草が笑いを誘うものもあり、観客席からは、笑い声と拍手が絶えませんでした。

今回の優勝チームは、神川地区で、昨年に引き続き二年連続の優勝となりました。神川地区は、序盤から安定した力を発揮し、最後までそのリードを守りきりました。

池田地区と城元地区は、激しいポイント争いを続けていましたが、最後の最後で池田地区が一点差で逃げ切り、二位池田地区、三位城元地区となりました。以下、四位宿利原地区、五位馬場地区でした。

なお、開会式で表彰、紹介された体育功労者とスポーツ優秀団体、選手は次の通りです。

体育功労者表彰
故松元勉さん
渡瀬幸徳さん
横井正美さん

スポーツ優秀団体
大根占小サッカースポーツ少年団
池田小自転車クラブ
郡体バドミントンチーム
郡体男子ソフトテニスチーム
郡体相撲チーム

スポーツ優秀選手
石畑尋教君(サッカー)
宿利原伸吾君(ボクシング)
鶴崎辰徳君(カヌー)



残り1m! 勝ったのどっちだ!!



青年団と子ども達の棒ひき合戦



留学生も古の遊びに挑戦



新種目・大縄飛び



いつもは、もっと簡単にいくのに。



独走体制だ。



会場全体でハンヤ節を

情報交差点

HOTで新鮮な情報を

融資制度「季節資金」について

●県庁中小企業課

☎099(286)2946

県では、中小企業の方が、商品・原材料の仕入れやボーナスの支給など、季節的に必要とする運転資金の需要に対応するため、融資制度「季節資金」を設けています。

対象者

六ヶ月以上、事業を営んでいる中小企業者・組合

貸付利率 年二・三五％

(平成十二年十月一日現在)

融資限度額 六〇〇万円

(組合は一、〇〇〇万円)

融資期間 一年以内

保証料率 年〇・七五％

連帯保証人 原則一人以上

担保 原則不要

申込先

商工会・取扱金融機関

「工業統計調査」にご協力を

●県庁統計課

☎099(286)2479

今年も、製造業を営むすべての事業所を対象に、その実体及び活動状況を明らかにするため、十二月三十一日現在で、工業統計調査を実施します。

調査の結果は、国や県の景気対策や中小企業対策、都市計画、民間企業、大学など、国民生活の幅広い分野で活用され、豊かで住みよい日本を築くために役立っています。

工業統計調査員が訪問しますので、調査票にご記入の上、指定された期日までに調査員に提出してください。

調査票の記入内容などについては、統計以外の目的には使用されません。ご協力をお願いします。

就農支援資金貸付制度の拡充

●県庁経営技術課

☎099(286)3152

新規就農者が、機械購入や施設設備など、経営開始の際に必要な資金貸付が、新たに制度化されます。就農施設等資金として、県農業信用基金協会の保証付きで、無利子で借り受けることができます。

貸付額

「十八歳以上四十歳未満」

・経営開始初年度

二、八〇〇万円以内

・次年度以降五年目まで

九〇〇万円以内

「四十歳以上五十五歳未満」

・知事特認で六十五歳未満

・経営開始初年度

一、八〇〇万円以内

・次年度以降五年目まで

九〇〇万円以内



白井公民館となりの
見事なコスモス

対象

就農計画を県から認定された方(認定就農者)

償還期間 十二年以内

(うち据置五年以内)

この社会あなたの税が生きている「税を知る週間」

十一月十一日(土)から一七日

(金)は「税を知る週間」です。税は、私たちが安全で豊かな生活を営むために、国や県、市町村などがいろいろな施策を実施するための大切な財源です。

「税を知る週間」は、私たちの生活に深くかかわりを持つている税について、その仕組みや使われ方などを、広く正しく皆様に理解していただくために設けられています。

この機会に、家庭や職場などで、私たちの「暮らしを支える税」について考えてみましょう。

町民文芸

短歌

一オクターブ上げる孫娘の笑い声
夕焼空に残して去りぬ
穩塚 美知子
若くして逝きにし夫を愛称に
呼びて過ぎし日友の語りぬ
橋山 スナ子
荒草と共に積まれし山百合の
さ揺るぎろつつ山路を下る
飯屋 文
山の端を輝かせつつ昇りたる
朝日に抱かれ奮い立ちたり
徳留 民子
運動会の対抗リレー始まりて
応援の声に一喜一憂す
番園 キミ
大いなる護衛艦上に見物の
人等黒蟻の列なすに似る
山本 アツ子
引き揚げの我等助けし金次郎さん
百歳の笑顔紙上にまみゆ
坪内 ミネ

俳句

夜はふけて語れどつきぬ夜長かな
荒平 貢作
妻病みてしみじみ語り秋深し
荒平 貢作
親子孫足軽やかに紅葉狩り
四宮 愚子
開開の肩に茜の日が沈む
四宮 愚子
風渡る廢居は眠る彼岸花
山下 良治
秋風に鼻をくすぐるアマン壺
山下 良治
栗の実の落ちる坂道通学路
義田 崇
短日を惜しみて今日も歩く朝
義田 崇
柿落ち葉日毎明るき庭となり
中村 尚幸

人権週間

●鹿児島地方事務局

●県人権擁護委員連合会

「世界人権宣言」は、基本的人権及び自由を遵守し確保するために、世界のすべての人々とすべての国々とが達成すべき共通の目標として昭和二十三年に採択されました。法務省と全国人権擁護委員連合会では十二月四日から十日までを「人権週間」として広く国民に呼びかけ、人権意識の普及高揚を図っています。

県内では、鹿児島地方事務局と県人権擁護委員連合会が次のような強調事項を掲げて、人権思想の普及に努めています。

- 考えよう あなたの人権 わたしの人権く二十一世紀へつなげよう 心と心のネットワーク
- 女性の地位を高めよう
- 子どもの人権を守ろう
- 高齢者を大切にすることを育てよう
- 障害のある人の完全参加と平等を実現しよう
- 部落差別をなくそう
- アイヌの人々に対する理解を深めよう
- 国際化時代にふさわしい人権

意識を育てよう

○HIV感染者等に対する偏見をなくそう

○刑を終えて出所した人に対する偏見をなくそう

この人権週間中、県内で様々な催しが開催されます。

大根占町では、十二月六日(水)、午前十時から午後三時まで、役場三階委員会室において人権相談を行います。家族間の問題、財産・相続の問題、差別、いじめなどの問題でお困りの方は、お気軽にご相談ください。相談は無料で、秘密は固く守られます。

なお、法務局と人権擁護委員は人権週間以外も相談に応じています。最寄りの法務局やお近くの人権擁護委員までお問い合わせください。

個人事業税(第二期)の納税は十一月三十日(木)までに

●鹿屋総務事務所

☎0994(43)3106

個人事業税の第二期分の納期は、十一月十日(金)から三十日(木)までとなっています。

個人事業税の納税通知書を受け取られた方は、十一月二十日(木)までに、お近くの金融機関などで納めてくださるようお願い

います。

納税方法には、便利な口座振替制度もありますので、ぜひご利用ください。

産業廃棄物適正処理講習会の開催

●鹿児島県産業廃棄物協会

〒89210835

鹿児島市城南町20112

☎099(222)0230

産業廃棄物の適正処理は、生活環境を守るとともに産業経済の発展を支え、明るい快適な社会をつくる上で、きわめて重要な課題であります。

本協会は、その産業廃棄物の処理の適正化を一層推進させ、生活環境の保全と業界の発展に貢献すべく微力を尽くしているところであります。

なお、本協会事業活動の一環として、この度、鹿児島県の委託業務を受け、表記の講習会を以下により開催することに致しました。

開催日時及び場所

平成十二年十二月一日(金)
午後一時三十分～

鹿屋市役所大会議室

演題

「産業廃棄物の基礎知識と実務」

講師

・県産業廃棄物協会

専務理事 佐野 敏和

・県庁環境整備課 担当職員

受講対象者

建設業者・食品製造業者他
※受講者は開催日の一週間前までにお申込みください。

インターネットによる「知事へのたより」について

●県庁広報課

☎099(286)2093

県では、県民の皆さまから県政に対する意見や要望などを、「知事へのたより」として、お寄せいただいています。

九月一日(金)からインターネットでも受け付けています。

ホームページアドレス

<http://chukakunet.pref.kagoshima.jp>

消費者金融に対する苦情相談について

●サラリーマン金融苦情相談所

☎099(223)6832

県では、貸金業者に対する苦情相談窓口を設置しています。契約したのに借用証書の写しをもらえない、悪質な取り立てにあっているなど、お困りの方

はご相談ください。

相談日

土・日・祝日及び年末年始の
休日を除く毎日

相談時間

午前九時～午後五時

弁護士相談

毎月第三金曜日
(当日正午までに要予約)

相談窓口

・サラリーマン金融苦情相談所
(県地域振興公社ビル二階)

「職業能力開発促進月間」

●県庁労働政策課

☎099(286)3019

●県職業能力開発協会

☎099(226)3240

十一月は、「職業能力開発促進月間」です。

産業構造の転換や情報通信技術の革新など、経済社会が変化する中で、雇用の安定・創出を図るためには、職業能力の開発や向上が必要です。

国や県では、事業主や労働者の自主的な職業能力の開発・向上を支援するため、生涯能力開発給付金など、各種の助成制度を設けています。これらの助成制度を活用して、計画的な能力開発や教育訓練に積極的に取り組まれるようお願いします。

休日在宅のお医者さん

月	日	病 院 名	電話番号
11	12	大 根 占 医 院	麓 2-2658
	19	濱 畑 医 院	田代5-2130
	23	肝属郡医師会立病院	鳥浜2-3111
	26	阿 久 根 医 院	根占4-2100
12	3	黒 木 内 科 小 児 科	佐多6-0750
	10	長 浜 医 院	麓 2-0137
	17	じょうさいクリニック	根占4-2977

自衛隊生徒募集

自衛隊鹿兒島地方連絡部
鹿屋募集事務所

☎ 09994 (42) 4386

- 自衛隊生徒とは、自衛隊のハイテク装備を扱うエンジニアを養成するために、中学校卒業の方を採用するコースです。
- 入隊してから約3年間は高等学校の教育を主体に修学し、3年終了時には文部省の普通科高校の卒業資格を取ることができます。
- 入隊して4年で、陸上・海上・航空各自衛隊の小部隊のリーダーや技術専門のエキスパートとして活躍します。
- 応募資格
中学卒業者
(15歳以上17歳未満の男子、平成13年3月卒業見込みの者を含む)
- 受付期間
平成12年11月6日(月)～13年1月5日(金)
- 試験期間
1次 平成13年1月7日(日)
2次 平成13年1月20日(土)～24日(水)
- 入隊時期
平成13年3月下旬



9月21日～10月20日

戸籍に関する情報は
ホームページ上では
掲載していません

各種の善意

香典返し寄付

遺族故人区名

毛下富士夫 ノシ 毛下

中野スズ子 菊次 毛下

諏訪原義明 アヤ子 神川中原

広報紙送付謝礼

諏訪原胖(愛知県)

一般寄付

九州電力(株) 鹿屋営業所より

花木の苗二百本 (敬称略)

以上のみなさんから寄付をいただきました。

ありがとうございました。



まの行事

11月&12月
NOVEMBER DECEMBER

SUN (日)	MON (月)	TUE (火)	WED (水)	THU (木)	FRI (金)	SAT (土)
11月 5	6	7 合同金婚式 8時30分 (老人センター)	8 1歳6ヶ月児健診 13時(老人センター) 県茶業振興大会 (知覧町)	9 肝属地区身体障害者 スポーツ大会 (吾平町)	10 町戦没者殉職者 合同追悼式 9時30分 (文化センター)	11 土木フェスティバル in KANOYA (鹿屋市)
12	13 健康相談 9時(役場ロビー) 13時30分 (神川地区公民館)	14 妊婦教室 13時(老人センター)	15	16 たんぼぼ教室 9時(老人センター) 肝属地区老人スポーツ 大会(田代町)	17 宿利原校区町政 座談会 15時(農村婦人の家)	18
19 ふるさと秋まつり 9時30分 (大根占中グラウンド)	20	21 母子相談 9時(老人センター)	22 池田校区町政座 談会 15時(林業研修センター)	23 勤労感謝の日	24	25 町内一周駅伝
26 消防音楽隊ファミ リーコンサート 13時30分 (老人センター)	27	28 大腸ガン検診 9時(池田診療所)	29 大腸ガン検診 9時(農村婦人の家) 9時(神川地区公民館)	30 大腸ガン検診 9時(役場ロビー)	12月 1 大腸ガン検診 9時(役場ロビー)	2
3 健康相談 9時(役場ロビー) 13時30分 (神川地区公民館)	4	5	6 人権相談 土地相談 10時(役場3階)	7	8	9

税のはなし

白色申告者の記帳制度

事業所得、不動産所得又は山林所得のある白色申告者で、平成十一年分または平成十二年分のこれらの所得の合計額が三百万円を超える方は、帳簿を備え付け、正しく記帳し、かつ、当該帳簿を保存しなければならぬこととなっています(このことを「記帳制度」といいます)。

なお、「記帳制度」適用者に該当する方へは、税務署でも帳簿の記入方法を指導することとしています。

毎日の取引を正しく記帳し、保存しておけば、所得を容易に計算でき、また、経営内容も正確に把握できるので、事業の発展にきつと役立つものとなるでしょう。

青色申告のお勧め

所得税の申告の中に「青色申告」という制度があるのをご存じでしょうか。

これは、事業所得や不動産所得又は山林所得のある人が、一定の帳簿に毎日の取引を記録し、その記録に基づいて申告すれば、所得や税額の面でいろいろ有利な取扱いが受けられるという制

度です。まだ、この制度を利用されていない方には、ぜひお勧めします。節税につながることはもちろん、帳簿を付けることにより、経営の合理化にも大変役立ちます。

開始の手続きは、「青色申告承認申請書」を所轄の税務署に期限までに提出していただくだけで結構です。

記帳制度や青色申告制度の内容などでおわかりにならない点がございましたら、最寄りの税務署や税務相談室にお気軽におたずねください。

●鹿屋税務署

☎ 0994 (42) 3127

●鹿兒島税務相談室

☎ 099 (226) 3669



屋外広告物の表示には許可が必要です

看板、広告塔などの屋外広告物は、無秩序に表示されると景観を損ね、また、適正な管理が行われないと人や車両等に危害を及ぼすおそれがあります。

県では、このようなことを防ぐため屋外広告物条例を定め規制を行っていますが、平成11年10月1日からこの条例が改正になり、屋外広告物の表示に関する禁止地域・制限地域が拡大されました。

次の地域において基準を超える広告物を設置する際は、土木事務所長の許可が必要ですので注意してください。

許可を受けずに表示できるもの（大根占土木事務所管内関係のみ）

区 分		第2種禁止地域	第2種制限地域
地 域		国道269号、448号の路端から両側100m以内の区域及び港湾 (都市計画用途地域を除く)	左記以外の大根占町の区域 (都市計画用途地域を除く。)
広 告 物 の 種 類	自家用広告物	表示面積の合計：5㎡以内	表示面積の合計：10㎡以内
	野立広告物	高さ：地上から5m以内	高さ：地上から15m以内
	壁面広告物	壁面面積の1/5以内	壁面面積の1/3以内
	突出広告物	1壁面に1列まで 壁面からの突出幅：1.5m以下	1壁面に2列まで 壁面からの突出幅：1.5m以下
	屋上広告物	高さ5m（地上から30m）以下	高さ15m（地上から46m）以下

※自家用広告物＝自己の氏名、店名、事業内容を自己の住所、事業所に表示するもの

新しく屋外広告物を設置される方には、土木事務所にご相談ください。

また、平成11年9月30日以前に屋外広告物を設置された方で、上の基準を超えている方は、**平成14年9月30日**までに土木事務所長の許可を得る必要があります。

許可の基準、都市計画用途地域における規制など詳しくは係までお問合わせください。

■問合せ先■ **大根占土木事務所 総務課 ☎ 2-0561**

ことでした。

●障害者のオリンピック・パラリンピックが終了しました。障害者の方には私達には及びもつかない歯がゆさやもどかしさがあるはずなのに、競技をする姿はそんなことを全く感じさせません。「傷害がある」ということは何も特別なことではない。ごく普通のことなんだ。」何年も前にテレビで聞いた言葉です。耳の聞こえないピアノリストの何気ない言葉は私の心に衝撃を与えました。特別視して情けをかけることではなく、差別無く認める必要などきに手助けするのが大切なのではとその時思いました。また、自分はまだまだ甘えているとも実感しました。パラリンピックの選手の頑張りを感じしながら、自分も頑張らないと考えると、ふと思いついたことでした。

編集後記

わがまちの人口

人 口 7,650 (△5)
男 3,542 (△5)
女 4,108 (0)
世 帯 2,993 (△8)
()内は前月号比
平成12年11月1日現在